

公益財団法人日本英語検定協会主催 英検Jr.
グループ登録の申請にあたって

このたびは、英検 Jr.グループ会場実施登録申請書をご請求くださりましてありがとうございました。2014年第3回より、英検 Jr.に関連する業務を(株)教育測定研究所に委託しております。申請書の記入にあたっては、下記の内容にしたがって申請してください。

(記)

1. 公益財団法人日本英語検定協会が定める下記の項目をあらかじめ了承されたうえで、別紙申請書に必要事項を記入し、当協会宛てに FAXまたは郵送にて送付してください。
2. 申請書は、必ずコピーして、お手元に保存してください。
3. 申請書の記入については、申請書に示された指示に従ってください。
4. 提出された申請書は当協会にて審査し、適格と認められた場合は「グループ会場登録番号」を発行し、登録完了通知書類をご登録住所に送付します。
5. 収集させていただいた個人情報をご利用を以下の目的以外に利用しないものとします。
 - (1) 協会らが提供するサービス提供のための必要な認証
 - (2) 英検 Jr.に関するお知らせやオンライン版の案内など各種情報提供
 - (3) 英検 Jr.に関するマーケティング調査、アンケート調査
 - (4) 資料または受験案内、テスト資料、成績の発送と確認
 - (5) 会員へのお問合せ、ご相談への対応ご希望するテストに有効な申請書の提出締切日は、原則として、当該回次の申し込み締切日の10日前とします。
6. 「個人情報の取り扱いについて」をお読みいただき同意された方のみお申し込みください。

登録の条件

1. 本登録の申請者は、適正にテストを行うための建物、施設を保有し、適切なテスト監督者を有する。
2. ペーパー版の場合は、申し込み受験者数が、各グレード合わせて5名以上になる。(オンライン版は1名以上)

登録の取り消し・変更

1. 登録取り消しを希望、または本申請書の記載事項に変更が生じた場合は、文書(ファックスまたははがきなど)ですみやかに協会に連絡する。
2. 次の各項目のいずれかに該当した場合は、本登録は取り消す。
 - ① 登録されたグループから登録取り消しの申し出があった場合。
 - ② 本申請書に虚偽の記載があった場合。
 - ③ 「グループ会場実施規定」及び「英検Jr.実施規定・実施マニュアル」その他の定め違反してテストを実施した場合。
 - ④ 受験料支払いの遅延、本登録資格の乱用、その他英検 Jr.実施グループとしてふさわしくないと協会が判断した場合。
 - ⑤ 転居先不明などにより連絡不能と判断された場合。
 - ⑥ 本登録制度の変更により、協会が登録の取り消しを通知した場合。
 - ⑦ 原則として受験実績が3年間ない場合。

実施規定

1. テスト実施期間の厳守
2. 協会が定める期間内での開始時刻と実施時間帯の設定
3. 適切なテスト会場の設置
4. 厳正公平なテスト監督・実施
5. テスト資料の厳重保管・漏洩防止
6. 厳正な答案処理・返送
7. 受験者の個人データ・成績に関する守秘義務の遵守
8. 受験者に対する迅速かつ確実な成績資料の回付

【個人情報の取り扱いについて】

- ・申請書にご記入いただく個人情報は、上記記載の目的にのみ利用いたします。
- ・お預かりした個人情報は、第三者に提供することはありません。業務運営に際し、委託先に預託することがあります。
- ・ご本人からの開示、訂正、追加または削除のお申し出については下記窓口までお申し出ください。
- ・個人情報の当協会へのご提供は、ご本人の任意ですが、必要な情報が提供されない場合は、正しく受付できない場合もありうることを予めご承知おきください。
- ・個人情報の取り扱いに関する連絡窓口：公益財団法人 日本英語検定協会・情報セキュリティ管理委員会 個人情報保護管理者：総務部長

URL : <https://requests.eiken.or.jp/form/pub/customer/privacy2l>

・本登録は、実用英語技能検定(英検)の「準会場資格登録」とは異なります。

・登録の条件やグループ会場規定、実施規定を改訂する場合があります。最新情報は、英検Jr.ウェブページ、または、お送りする実施規定をご確認ください。

お問い合わせ先：
英検Jr.サービスセンター（問い合わせフォーム経由）
<https://support-jr.ei-navi.jp/hc/ja/requests/new>



英検 Jr. グループ会場規定

グループ会場規定（以下「本規定」）は、公益財団法人 日本英語検定協会（以下「協会」）が英検 Jr.（以下「試験」）のグループ会場資格の登録と試験実施およびオンライン版試験のグループ単位での申込等について定めたものである。グループにおける試験の申込責任者（以下「申込責任者」）は本規定に従い、グループ会場の運用、試験実施を厳正に行わなければならない。本規定に違反した場合に生ずる一切の責任は申込責任者が負うものとし、悪質な場合、協会は法的手段を講ずる場合がある。

第 1 条（グループ会場資格の登録）

1. グループ会場資格を保有していない団体は、グループ会場資格の登録申請を協会所定の登録申請書にて協会に対して提出し、審査を受けなければならない。
2. 協会は、協会が定める基準に従いグループ会場資格を審査した上、当該基準に適合すると認められる場合には登録通知を、是正・改善を要する場合には修正通知を、適合しないと判断した場合には修正通知をする。登録した団体（以下「登録団体」）からのみ、グループ会場における試験及びグループ単位でのオンライン版の申込を受け付けるものとする。
3. 同一団体が複数のグループ会場資格を保有することはできないものとする。また、グループ会場資格の取消しを受けた登録団体および取消しを受けた当時の当該団体の代表者が代表、役員または申込責任者をしているその他の登録団体は、特定の事情がない限り、取消後にグループ会場資格の登録申請をすることができないものとする。
4. 登録団体の提出した登録申請書の内容に変更が生じた場合、または資格の取消しの申し出を行う場合は、協会の指示する方法をもって速やかに協会に申し出なければならない。なお、変更内容によっては再度新規登録が必要となる場合がある。
5. グループ会場資格の有効期間は、協会が登録を認めた日から一年間とし、第 12 条および第 13 条の各項に抵触しない場合は、さらに一年間自動的に延長し、その後も同様とする。

第 2 条（試験の申込）

1. 登録団体は、協会への試験の申込にあたり、受験者に対しては「じゅけんあない」（複製を含む）あるいは英検ウェブサイト上に掲載された英検 Jr. 受験規約を、オンライン版受験者に対しては英検 Jr. オンライン版利用規約を事前に説明した上で受験者及びその保護者の同意を得なければならない。
2. 登録団体は、協会への試験の申込にあたり、受験者数・受験グレード等を正確に把握し、申込に必要な事項の記入（入力）を漏れなく行わなければならない。ペーパー版試験の申込をする場合には、「申込み用資料のご送付と申し込みの手引き」に準拠しなければならない。
3. ペーパー版試験においては、同一人が同一グレードを重複して申込・受験することは出来ない。他会場での受験も不可とし、受験した場合は両方とも失格とし、受験料の返金は行わない。
4. 登録団体は、ペーパー版またはオンライン版試験の受験料については、各受験者及び保護者より責任を持って徴収し、協会への試験の申込時または申込後、申込受付期間内に所定の方法にて、学校版試験の受験料については、協会が定める期限までに、所定の方法にて協会に支払わなければならない。登録団体による受験料の紛失等の事故については、協会は一切の責任を負わないものとする。
5. 登録団体は、試験の申込の内容を協会から郵送、電子メールその他所定の方法により送付される受付通知にて確認し、相違がある場合は速やかに協会に連絡しなければならない。
6. 登録団体は、試験の申込にあたり申込責任者を定めなければならない。系列校等については、登録団体毎に、実際に試験を執行する実施責任者を申込責任者として定めなければならない。なお、申込責任者の行為については、当該申込責任者を定めた登録団体の行為とみなし、登録団体が責任を負うものとする。
7. 登録団体は、協会より受領した受験者に関する書類（レポートカード等）を速やかに受験者に回付しなければならない。
8. 登録団体は、試験の申込にあたり、受験者に対して試験日程について説明・周知しなければならない。

第 3 条（グループ会場実施経費）

1. 協会は、ペーパー版試験の実施を行う登録団体に対して、別途定めた基準でグループ会場実施経費を支払う。
2. 登録団体は、前項に基づき協会から支払われたグループ会場実施経費をグループ会場において試験を実施するため適切に使用しなければならない。

第 4 条（試験資料の受け取り・保管）

1. ペーパー版または学校版試験の申込責任者は、試験資料を、登録の住所地において所定の期間内に受け取り、厳重に保管しなければならない。受け取り・保管が適正に行われず、試験が所定の日時に遂行されなかった場合、試験は無効とし、協会は一切の責任を負わないものとする。
2. ペーパー版または学校版試験の申込責任者は、試験資料を受け取った後速やかに送付品目・部数等の内容確認を行い、相違がある場合は速やかに協会に連絡しなければならない。また、内容確認後は、試験開始まで他の手に触れさせないよう、鍵のかかる場所に厳重に保管しなければならない。
3. ペーパー版または学校版試験の問題冊子については、試験開始日時まで開いてはならない。テスト用 CD については試験当日まで封封せず、試験前のリスニングチェックの際は音楽・注意事項の再生にとどめ、リスニングテストについてはテスト時まで再生してはならない。また、テスト用 CD については、試験前・試験後を通してデータの複製を禁ずる。

第 5 条（試験日時）

1. 登録団体は、いかなる理由においても協会の許可なくテスト期間内の日時または学校版試験においては団体管理者が設定した日時以外に試験実施を行ってはならない。所定の日時以外に試験実施した場合は、当該試験の受験者は全員失格とし、受験料は返却しない。
2. 登録団体は、ペーパー版および学校版試験の受験者に対してグループ会場の試験会場（教室）・時間の告知を正確に行わなければならない。
3. 登録団体は、試験実施にあたり、「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」の記載に従い、テストの実施の順序・リスニングテストの時間を厳守しなければならない。

第 6 条（試験会場）

1. 登録団体は、ペーパー版または学校版試験を、異なる会場にて分散して実施してはならない。また、系列校等に問題等を配布して分散実施してはならない。
2. 登録団体は、ペーパー版または学校版試験の実施にあたり、適切な会場（教室）を使用しなければならない。「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」に従い、事前に、放送機材・設備の点検、聞こえ具合の点検、雑音・騒音の確認、他グレードの音声や退出時の受験者の通行音が支障にならない教室であることの確認などを行わなければならない。
3. 登録団体は、異なるグレードのペーパー版または学校版試験を同じ時間に実施する場合、必ずグレードごとに教室を分けて実施しなければならない。
4. 登録団体は、天災・異常事態に備えて、ペーパー版または学校版試験の受験者に対し、避難経路の案内と確保を適切に行わなければならない。また、天災・異常事態が発生した際には、受験者の安全確保を行わなければならない。
5. 試験中または試験前後に人身・物損等の事故が発生した場合は、全ての責任は登録団体が負うものとし、協会は一切の責任を負わないものとする。

第 7 条（厳正な試験運営）

1. 申込責任者は、試験実施にあたっては、本規定および「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」を、その記載のとおり厳正に運用しなければならない。
2. ペーパー版または学校版試験の申込責任者は、受験者数・実施グレードに応じ、必要な教室数・CD 機器を用意し、円滑な試験実施に必要と考えられる数（一教室につき一名以上）の試験監督者を配置しなければならない。なお、協会の要請がある場合には（試験実施および試験会場に関する情報（試験実施スケジュール、体制、会場レイアウト図・写真等）の報告・提出を速やかに行わなければならない。）
3. ペーパー版試験の申込責任者は、試験監督にあたっては、「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」その他協会が提供する資料に厳正に従わなければならない。また、試験監督者に対しては記載事項を事前に説明し、遵守事項を徹底しなければならない。
4. ペーパー版または学校版試験の申込責任者は、試験監督にあたっては、受験者の不正行為等（試験前の問題用紙閲覧、試験中の他受験者との会話、他受験者の問題・解答用紙を写す行為・携帯電話等の使用・参考書等の閲覧等）に対する監督義務を適正に果たさなければならない。
5. 申込責任者が本規定および「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」に違反した場合、試験はすべて無効とし、一切の責任は申込責任者が負い、これに基づき発生する当該受験者への説明責任も当該申込責任者を定めた登録団体が負うものとする。悪質な場合には協会は法的手段を講ずる場合がある。
6. 申込責任者が本規定および「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」に従わず、故意または過失により試験を成立させることが出来なかった場合、協会は、救済措置を行う等の責任を一切負わないものとする。
7. ペーパー版または学校版試験を実施する登録団体は、試験資料到着後、模擬テスト等を行ってはならない。
8. 協会は、厳正な試験実施が遂行されていることを確認する目的で、事前の予告なく試験当日に登録団体の試験会場であるグループ会場へ調査委員（協会発行の身分証明書を携帯）を派遣し、試験に立ち会わせることが出来る。正当な理由がない限り申込責任者はこれを拒否することは出来ない。
9. 前項に基づき調査その他の端緒によって、登録内容と相違があること、または本規定もしくは「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」に違反していることが認められた場合、協会は、登録団体に対して当該相違ないし違反状態を是正・改善するよう指示することができる。是正・改善を求められた登録団体は、正当な理由がない限り、協会が指定する期限までに協会の指示に従い是正・改善し、是正・改善した内容を協会に報告しなくてはならない。
10. 申込責任者は、協会の要請がある場合、厳正公平な試験実施、評価・採点業務および調査研究のため、協会の指示に従って、試験状況の記録（録画・録音）を行い、記録情報を協会に提出しなければならない。かかる記録情報は、一定期間保管される。なお、協会は再委託先を含め業務を遂行するために必要な範囲を超えて記録情報を使用しない。

第 8 条（試験後の問題・解答用紙の取扱い）

1. ペーパー版または学校版試験の申込責任者（以下本条において「申込責任者」という。）は、試験終了後、問題・解答用紙の枚数、受験番号、受験者の生年月日等の必要事項の解答漏れ、記入漏れがないかを確認しなければならない。問題・解答用紙の汚損、紛失、漏えいおよび改ざんを防止するため、申込責任者は、受験者から問題・解答用紙を回収後、直ちに問題・解答用紙を封筒等に封入するものとし、問題・解答用紙の複製その他試験実施に関係のない行為をしてはならない。
2. 申込責任者は、教室ごと・団体全体での受験者数を最終確認の上、協会所定の送付書に誤りないよう記載しなければならない。
3. 申込責任者は、全ての試験が終了した日または遅くとも試験実施期間最終日の翌月曜日（消印有効）までに協会が指定した実施資料の送付手続きを完了しなければならない。
4. 申込責任者は、実施資料を、協会が定める方法に従い協会が指定する郵送先に送付しなければならない。申込責任者が荷物の追跡が不可能な方法（郵便・メール便等）で返送し、万が一紛失事故が発生し、採点が不可能となった場合、協会は一切の責任を負わないものとする。

第 9 条（個人情報等の取扱い）

1. 登録団体は、合否結果を含む受験者の個人情報について、厳重に保管するなど取扱いには十分に注意しなければならない。登録団体による個人情報の紛失等により生じた損害に対して協会は一切の責任を負わないものとする。
2. 登録団体は、受験者の合否結果・個人情報等を試験遂行以外に使用する場合、本人および保護者の許可なしに使用してはならない。

第 10 条（宣伝の禁止）

1. グループ会場資格とは、グループ会場受験を協会に申込できる資格が協会に登録されるものであり、団体自身が認定・指定されるものではない。登録団体がその表示を行うにあたっては「英検 Jr. 認定校（会場）」など認定・指定等に関する誤認を与えるような語を使用してはならない。※「英検 Jr. グループ会場資格登録校（会場）」は可。
2. 登録団体は、グループ会場の案内（場所・時間等の案内）をパンフレットやホームページ等に掲載する場合、同一紙（画）面に、英検 Jr. 対策講座等の宣伝を掲載してはならない。
3. 登録団体は「英検 Jr. 受験率全国第一位」「受験者数〇県第一位」などの最大グレードの表記については使用してはならない。
4. 登録団体は、「英検 Jr. 受験率〇％」という表記を使用する場合、その資料の出所・根拠を明確にした上で使用しなければならない。【例】〇年度〇グレード英検 Jr. 受験率〇％（本校の資料による）

第 11 条（ブランドポリシーおよび商標ガイドラインの遵守）

1. 登録団体は、協会が定めるブランドポリシー（「英検」商標使用に関するガイドライン：<https://www.eiken.or.jp/trademark/>）を遵守し、協会が認めるブランドポリシーおよび協会から商標の使用に關し是正・改善を求められた場合は、直ちに協会の指示に従うものとし、是正・改善した内容を協会に報告しなければならない。

第 12 条（グループ会場資格の停止）

- 次の各項目のいずれかに該当する場合、協会は、登録団体のグループ会場資格の登録を一時的停止処分とすることができるものとする。
1. 協会が定めた期日までに登録団体が受験料の支払いを怠った場合。
 2. 第 13 条の各項目に該当するが、違反の程度、違反歴の有無など諸般の事情を考慮し、グループ会場資格の停止処分が適当であると協会が判断した場合。
 3. その他、第 13 条の各項目に準ずると協会が判断し、グループ会場として不適格と疑われる場合。

第 13 条（グループ会場資格の取消し）

- 登録団体が次の各項目のいずれかに該当する場合、協会は、登録団体のグループ会場資格の登録を取り消すことができるものとする。
1. 登録団体が提出した登録申請内容に虚偽の記載があった場合。
 2. 登録団体の登録申請内容に変更が生じたにもかかわらず、第 1 条 4 項に定める協会への申し出をしなかった場合。
 3. 本規定または「英検 Jr. 実施規定・実施マニュアル」に違反して試験を実施した場合。
 4. 第 7 条 8 項に定める立ち会いは調査を拒否または妨害した場合。
 5. 協会が、試験の実施方法その他の事項について是正・改善を求めたにもかかわらず、協会が指定した期限までに改善がされたことが確認できなかった場合。

6. 受験者の解答内容に手を加えた場合、またはそれに相当すると判断した場合。
7. 受験料支払いの遅滞、グループ会場資格の乱用等に関する協会からの改善要請に対し、成果が認められない場合。
8. 転居先不明等により連絡不能と判断される場合。
9. 同一団体が複数のグループ会場資格を保有する場合。
10. 試験の申込実績が三年間無い場合。
11. 登録された団体から、登録取消しの申し出があった場合。
12. 登録団体の構成員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜団体または特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（反社会的勢力）である、またはあった場合。
13. その他、本規定に違反する等グループ会場として不適格と協会が判断した場合。

第14条（グループ会場規定の変更）

1. 協会は、次に掲げる場合には、本規約を変更することがある。
 - (1) 本規約の変更が、申込責任者または受験者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の定めによって本規約の変更をする場合は、次の事項につき、英検ウェブサイト上に表示する。
 - (1) 効力発生時期
 - (2) 本規約を変更する旨
 - (3) 変更後の本規約の内容
3. 協会が第1項第2号に定める事由によって本規約の変更を行う場合は、効力発生時期が到来するまでに前項各号に定める事項を協会発行の書類、英検ウェブサイト上に表示する。

（附則）

本規定は、2020年3月10日より施行する。

公益財団法人 日本英語検定協会

公益財団法人 日本英語検定協会主催 **英検Jr. グループ登録申請書**

公益財団法人 日本英語検定協会 殿

提出日 年 月 日

英検Jr.のグループ登録申請にあたっては、「登録の条件」を満たし、「グループ会場規定」および「実施規定」を遵守いたします。

< 申請事項 >

フリガナ(必須)	
グループ名(必須)	

※特にグループ名のない個人登録の場合は、個人名を記入してください。

資料送付先(必須) ※必ず捺印してください。

1	〒 □□□ □□□□□			
	フリガナ			
	住所	都 道 府 県	市 区 郡	
	※誤配を防ぐため、正確にご記入ください。			
	TEL	()	FAX	()
	フリガナ			
	申請者 (実施責任者)		⑤	メールアドレス

緊急連絡先(任意) ※上記と異なる場合のみ、ご記入ください。

2	〒 □□□ □□□□□			
	フリガナ			
	住所	都 道 府 県	市 区 郡	
	※誤配を防ぐため、正確にご記入ください。			
	TEL	()	FAX	()
	フリガナ			
	申請者 (実施責任者)			メールアドレス

生徒数(任意) ※英会話教室・塾などの場合は提出日現在の生徒数をご記入ください。

3		幼児	小学生	その他	合計
	生徒数	名	名	名	名

ペーパー版 申込資料(必須) ※ペーパー版ご利用の際はいずれかに○をして下さい。オンライン版のみのご利用は、不要です。

4	第1回	第2回	第3回
	要・不要	要・不要	要・不要

◎ペーパー版申込資料の内容
・受験案内パンフレット(受験希望者配布用)・・・15部

ペーパー版 追加申込資料(任意)

※ペーパー版申込資料が必要となっている回次のみ追加を受け付けます。追加資料は基本セットの発送後、別途送付いたします。

5		第1回	第2回	第3回
	受験案内パンフレット	追加数 部	追加数 部	追加数 部
	ポスター	追加数 枚	追加数 枚	追加数 枚

オンライン版 ご利用予定(必須)

6	オンライン版	ご利用予定 予定あり ・ 予定なし	ご利用予定時期 年 月ころから
---	--------	----------------------	--------------------

申請書送付先: 英検サービスセンター英検Jr.係

郵送の場合 〒162-8060 東京都新宿区榎町7番地

FAXの場合 03-3266-6131

《ご注意》必須事項を必ずご記入ください。